

2/4 取

障推第2884号

障事第1388号

令和2年1月31日

関係団体 各位

千葉県健康福祉部障害者福祉推進課長

(公印省略)

障害福祉事業課長

(公印省略)

千葉県総合支援協議会（第七次千葉県障害者計画策定推進本部会）

専門部会委員の募集について

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、第七次千葉県障害者計画の令和2年度中の策定に向けて、別紙のとおり千葉県総合支援協議会（第七次千葉県障害者計画策定推進本部会）の専門部会委員を募集することとなりましたので御案内いたします。

つきましては、関係者、関係団体等に対し、周知していただきますようお願いいたします。

(事務局)

千葉県健康福祉部障害者福祉推進課

共生社会推進室 佐藤

電話 043-223-2338

FAX 043-221-3977

Mail cplan7th@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉県総合支援協議会(第七次千葉県障害者計画策定推進本部会) 専門部会委員の募集について

都道府県は、「障害者基本法」により、当該都道府県の現状を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定することとなっています。

現在、本県では、平成30年3月に策定した「第六次千葉県障害者計画」を推進しておりますが、この計画期間は、令和2年度までとなっています。

そこで、今後の新たな障害者施策の基本計画として「第七次千葉県障害者計画」を策定することとしました。

本県では、新たな計画の策定及び推進のための検討組織「千葉県総合支援協議会(第七次千葉県障害者計画策定推進本部会)」の下部組織として設置する下記専門部会委員になっていただける方を募集します。

1. 募集内容

本県における障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的な推進を図るため、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく「第七次千葉県障害者計画」の策定及び推進のため、官民協働で設置する千葉県総合支援協議会(第七次千葉県障害者計画策定推進本部会)(以下「本部会」という。)を設置します。

本募集は、本部会の下部組織として設置する次の専門部会に、無報酬のボランティアの委員として参加・協力していただける方を募集するものです。

なお、専門部会はあらかじめ県で選定した障害者支援関係の専門家又は関係者と公募委員で構成し、計画の策定にあたっては、本部会並びに専門部会の協議等も参考に、障害者基本法に基づき設置された「千葉県障害者施策推進協議会」において審議いただくこととなります。

(1) 募集区分及び募集人員

名 称: 千葉県総合支援協議会(第七次千葉県障害者計画策定推進本部会)専門部会委員

活動内容: 各専門部会の分野に関する施策等について、協議し、本部会へ提案を行う。

任 期: 令和2年4月から令和5年3月までの3年間

会議回数: 年5回程度を予定。

募集区分及び募集人員

名称	主な活動内容	
	募集区分	募集人員
入所・地域生活 支援専門部会 委員	総合的な施策の実施に関する検討、「第七次千葉県障害者計画」の策定・推進・評価に関すること及びその他新規事項等他の専門部会に属さない分野についての課題など施策全般について協議を行う。	
	障害のある人若しくはその家族または有識者	3名程度

名称	主な活動内容	
	募集区分	募集人員
精神障害者地域生活支援専門部会委員	「第七次千葉県障害者計画」の策定・推進・評価に関し、精神障害者の地域生活の支援等に関する、課題の整理と対応策の検討等を行う。	
	精神障害のある人若しくはその家族又は精神障害に関する有識者	3名程度
権利擁護専門部会委員	「第七次千葉県障害者計画」の策定・推進・評価に関し、権利擁護に関する施策の検討を行う。また、障害のある人への虐待や差別、意思決定支援など権利擁護に関する施策全般について協議を行う。	
	障害のある人若しくはその家族又は有識者	2名程度
療育支援専門部会委員	「第七次千葉県障害者計画」の策定・推進・評価に関し、療育支援体制の仕組みづくりに必要となる施策等の検討、支援体制を推進していくための協議を行う。	
	障害のある人若しくはその家族又は有識者	若干名
相談支援専門部会委員	「第七次千葉県障害者計画」の策定・推進・評価に関し、地域における相談支援体制の整備に係る課題の整理と対応策の検討を行う。	
	障害のある人若しくはその家族又は有識者	1名程度
就労支援専門部会委員	「第七次千葉県障害者計画」の策定・推進・評価に関し、就労支援関連施策についての推進等に向けた協議を行う。	
	障害のある人若しくはその家族又は有識者	2名程度

(2) 主な活動内容

定期的に部会会議(2時間程度)に出席し、意見交換・提案等を行うことが基本的な活動になります。会議以外の場でも、電子メールや文書等による意見・提案などの提出等をお願いする場合があります。(会議出席に係る交通費については県から実費額を支給します。)
また、県や本部会、各部会が実施する事業・催し物の企画運営等への参加など、可能な範囲で協力をお願いすることがあります。

(3) 応募資格

千葉県内在住の方、千葉県内に通勤、通学している方及び千葉県内に本部を置く団体で活動されている方で、満20歳以上の方。

2. 応募方法等

(1) 応募方法

応募される方は必ず、別紙「千葉県総合支援協議会(第七次千葉県障害者計画策定推進本部会)専門部会委員応募申込書」に必要事項を漏れなく記入のうえ、募集期間内に千葉県庁障害者福祉推進課共生社会推進室あて、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかの方法で提出してください。

(2) 募集期間

令和2年2月4日(火)～令和2年2月21日(金) 17時まで(必着・厳守)

(3) 応募先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部障害者福祉推進課 共生社会推進室

電話 043-223-2338

FAX 043-221-3977

E-mail cplan7th@mz.pref.chiba.lg.jp

(4) 応募申込書

- ・千葉県総合支援協議会(第七次千葉県障害者計画策定推進本部会)専門部会委員
応募申込書(ワード:32kb)
- ・千葉県総合支援協議会(第七次千葉県障害者計画策定推進本部会)専門部会委員
応募申込書(pdf:215kb)

(5) 応募にあたっての留意事項

障害のある当事者の方の積極的な御応募をお待ちしております。

会議の開催に当たって、必要な方には、点字資料、電子データ、拡大文字資料、よみかき付資料などの会議資料の提供、手話通訳者等の配置が可能です。(具体的なオーダーについては、委員決定後、個別に御相談させていただきます。)

会議場所は県庁内又は県庁周辺の会議施設です。会場までの移動手段の確保については、各自対応(原則公共交通機関を利用)していただくことになります。

3. 面接審査(二次審査)の実施

書類審査(一次審査)後、必要に応じて、令和2年3月中に30分程度の面接を実施させていただきます。面接を行う場合は日時を連絡いたします。これまでの活動や日ごろ考えていることなどをお聞きするものですので、普段の服装でお越しください。

4. 委員の決定及び通知

応募者の中から、専門分野・経歴・地域バランス等を参考に、県において決定いたします。なお結果は、応募した全員の方に文書により通知いたします。

〔別紙〕

千葉県総合支援協議会（第七次千葉県障害者計画策定推進本部会）

専門部会委員応募申込書

千葉県健康福祉部障害者福祉推進課長、障害福祉事業課長 様

わたくしは、千葉県総合支援協議会（第七次千葉県障害者計画策定推進本部会）専門部会の委員に応募したいので、募集内容等を了承したうえで、下記により申込します。

委員となった場合には、会議に出席し、他の委員及び県事務局と協力して、障害者のためのよりよい施策づくりに取り組むことを誓います。

令和 年 月 日

署名

1. 申込者

ふりがな 氏 名	
生年月日・性別	年 月 日 (才) 性別: 男・女
自宅住所等	(〒 -)
	電話番号 - -
	FAX 番号 - -
	E-mail
勤務先等（所属）	名称
	所在地（市区町村名）
連絡先 （自宅以外の場合）	名称
	(〒 -)
	電話番号 - -
	FAX 番号 - -
	E-mail

2. 応募区分

お一人当たり、2部会まで申込みいただけます。

第1希望には、「1」、第2希望には「2」と記入してください。1つでも可。

応募区分	主な活動内容	希望欄
入所・地域生活支援専門部会	総合的な施策の実施に関する検討、「第七次千葉県障害者計画」の策定・推進・評価に関すること及びその他新規事項等他の専門部会に属さない分野についての課題など施策全般について協議を行う。	
精神障害者地域生活支援専門部会	「第七次千葉県障害者計画」の策定・推進・評価に関し、精神障害者の地域生活の支援等に関する課題の整理と対応策の検討等を行う。	
権利擁護専門部会	「第七次千葉県障害者計画」の策定・推進・評価に関し、権利擁護に関する施策の検討を行う。また、障害のある人への虐待や差別、意思決定支援など権利擁護に関する施策全般について協議を行う。	

【次ページへ】

療育支援専門部会	「第七次千葉県障害者計画」の策定・推進・評価に関し、療育支援体制の仕組みづくりに必要となる施策等の検討、支援体制を推進していくための協議を行う。	
相談支援専門部会	「第七次千葉県障害者計画」の策定・推進・評価に関し、地域における相談支援体制の整備に係る課題の整理と対応策の検討を行う。	
就労支援専門部会	「第七次千葉県障害者計画」の策定・推進・評価に関し、就労支援関連施策についての推進等に向けた協議を行う。	

3. 活動経歴等

専門・経験分野及び活動経歴	
障害者福祉その他公共施策等に係る活動又は委員等の経歴	
所属する福祉・NPO・公益団体及びその役職名 (ある場合) 活動地域	
障害の有無	無し・有り ※有りの場合は障害種別など支障のない範囲で具体的に ()

※ ご自身が障害をお持ちの場合は、その知見・経験を経歴・専門性として勘案しますので、支障のない範囲で障害の種別、ご自身のことについてもご記入ください。

なお、有りの場合は、「身体障害者手帳」「療育手帳(愛の手帳など)」「精神障害者保健福祉手帳」「障害福祉サービス受給者証」「自立支援医療受給者証」「特定医療費(指定難病)受給者証」などを確認させていただきます。
(応募申込いただいた後、確認方法を御連絡いたします。)

※ 経歴や活動等に係る資料を添付していただいても構いませんが返却しかねますのでコピー等でお送り下さい。
(障害の有無を確認する資料を除く。)

4. 申込の動機等

※ 申込の動機のほか、委員として特に関心のあること、委員として取り組みたいこと、障害者施策への御意見等があれば自由に記入してください。